

ヨーロッパ・セメスターの国別勧告の概要

ブリュッセル事務所・欧州ロシアCIS課

EUでは2011年1月、経済ガバナンスの強化に向けて、加盟国間の経済・財政政策の協調強化を進めるサイクルとなる「ヨーロッパ・セメスター」が導入された。このサイクルは、欧州2020戦略による経済成長戦略の加盟各国への下方展開や、安定・成長協定にも沿う形で実施される。加盟国は4月中に「安定プログラム（ユーロ導入国）」、または「収れんプログラム（非ユーロ圏諸国）」、および「国別改革プログラム（NPR）」を欧州委員会に提出し、欧州委員会の評価を経た勧告を受け、7月にEU閣僚理事会が2011年の各国の国家改革プログラムに対する勧告と安定プログラム、あるいは収れんプログラムに対する見解を発表した。4月以降のヨーロッパ・セメスターの流れと主要国に対するEU閣僚理事会の勧告の概要を中心に見ていく。

目次

1. ヨーロッパ・セメスターの2011年4月以降の流れ.....	2
2. 主要国に対するEU閣僚理事会の勧告の概要.....	1
(1) ドイツ.....	1
(2) フランス.....	2
(3) イタリア.....	2
(4) スペイン.....	4
(5) 英国.....	5
(6) ベルギー.....	6
(7) デンマーク.....	7
3. アイルランド、ポルトガル、ギリシャ（救済措置のとられた国）の概要.....	11
(1) アイルランド.....	11
(2) ポルトガル.....	12
(3) ギリシャ.....	13

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2011

1. ヨーロピアン・セメスターの2011年4月以降の流れ

「ヨーロッパ・セメスター」は、2010年初めのギリシャ債務危機を発端とするユーロ危機を受け2011年1月に導入されたもの。背景には、経済・財政政策や構造改革などの経済ガバナンスについて、加盟国間の協調を強化する必要性が浮き彫りになったことがある。2010年3月には欧州理事会（EU首脳会議）が、加盟国間の経済政策の協調強化に基づく新たな雇用・成長戦略「欧州2020（Europe 2020）」¹の導入を承認し、EUの持続可能な成長と競争力を高めるために行動が必要とされる主要分野を明確にした。2010年7月には、EU閣僚理事会（理事会）が加盟国とEUの2010～14年の経済政策についての広範なガイドラインに対する勧告を採択。加盟国は自国の経済政策に勧告を盛り込むことが求められた²。

ヨーロッパ・セメスターは、各国の予算案や経済政策の策定に先立って、事前にEUレベルで各国の政策を同時に評価し、調整する手続きであり、毎年1月に始まり、6ヵ月を1サイクルとしている。加盟国は、次の5つの流れを経て最終的に作成された理事会の勧告に基づいて予算案を策定して従来どおりの予算案採択の手続きを行う。

- (1) 欧州委員会が年次成長概観（AGS：Annual Growth Survey）³を提示（1月）
- (2) 理事会と欧州議会が年次成長概観に基づく協議を行い、欧州理事会が戦略的アドバイスを提示（3月）
- (3) 加盟各国が二つのプログラムを欧州委員会に提出（4月）
 - 「安定プログラムまたは収れんプログラム」：中期的な予算戦略を示すもの
 - 「国別改革プログラム（NRP）」：欧州2020戦略に掲げられた5つの主要目標（雇用、研究・開発、気候変動・エネルギー政策、社会的包摂と貧困対策）の分野の実施行動を定めるもの
- (4) 欧州委員会が各国のプログラムを評価し、国別勧告案を策定（6月）
- (5) 加盟国が翌年度予算案を固める前に欧州理事会と理事会が各国の政策についてアドバイスを提供（6～7月）

以上にに基づき、ヨーロッパ・セメスターの最初のサイクルが2011年1月に開始された。1月以降の流れは以下のとおりである。

¹http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm

²ヨーロッパ・セメスターの導入経緯と詳細はジェトロ・ユーロトレンド「ヨーロッパ・セメスターの概要と今後のスケジュール」（2011年4月）参照。

www.jetro.go.jp/jfile/report/07000609/eu_european_semester.pdf

³欧州2020年戦略の目標やマクロ経済報告書、共同雇用報告書の進捗度に基づく分析を行い、次の年に向けての方向性と主要な取り組み方法を定めるもの。

• 2011年1月：	欧州委員会が第1回目の「年次成長概観（AGS）」を採択。EUの経済ガバナンスを強化するための新たなサイクル（ヨーロピアン・セメスター）が開始された。
• 2011年3月：	欧州理事会が理事会の総括（2011年2月15日付および同3月7日付）および年次成長概観に沿った財政再建策と構造改革の優先事項を承認。政策に関する戦略的アドバイスを示したガイダンスを提示した。ガイダンスでは、健全な予算の回復と財政の持続可能性、労働市場改革を通じた失業率の低下、成長強化の新たな努力の3点を優先事項とした。加盟国に対してこれらの優先事項を基に具体的な措置を策定し、安定プログラムあるいは収れんプログラムとNRPに盛り込むことが求められた。欧州理事会はまた、加盟国に自国のコミットメントを提示するユーロプラス協定 ⁴ への参加を求めた。
• 2011年4～5月：	加盟国は欧州理事会が示したガイダンスを勘案して作成した2011年の安定プログラムあるいは収れんプログラム（2011～2014年を対象とする）とNRPを欧州委員会に提出。欧州委員会はこれら二つのプログラムの連携性を考慮に入れるため双方を同時に評価。
• 2011年6月7日：	欧州委員会が加盟国別およびユーロ圏に対し、安定プログラムまたは収れんプログラムとNRPの国別勧告案を発表。
• 2011年6月23～24日：	欧州理事会が欧州委員会勧告案を協議。すでに理事会で承認された国別勧告案を最終的に承認した。
• 2011年7月：	EU官報に理事会の国別勧告が掲載された。

ユーロプラス協定は、競争力の強化、雇用の促進、財政の持続可能性の強化、金融の安定性強化の4分野について取り組み方針を示している。ユーロ圏諸国を対象とするが、それ以外の加盟国の参加は各国の判断に任せられており、ブルガリア、デンマーク、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアの6カ国が参加を表明した。協定に署名した国は、協定に沿って今後1年間に実施する具体的な取り組み内容を安定プログラムあるいは収れんプログラムとNRPにも盛り込むことが求められている。

2011年4月から5月にかけて各国が提出した国別改革プログラム（NRP）に示された欧州2020戦略の目標は表1のとおりである⁵。

⁴詳細はジェトロ・ユーロトレンド「経済政策協調を目指したユーロプラス協定の概要」（2011年4月）参照。

www.jetro.go.jp/jfile/report/07000607/eu_europlus.pdf

⁵ http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/targets_en.pdf

表1 国別改革プログラムに示されたEUの成長戦略「欧州2020」に基づく加盟各国の目標

加盟国	雇用率(%)	対GDP比R&D (%)	05年比温室効果ガス排出量削減目標(%)	再生可能エネルギー目標(%)	エネルギー効率化目標(Mtoe (石油100万トン当たりのエネルギー)に換算した削減量)	退学率(%)	第三次教育(大学・専門学校)進学率(%)	貧困層などの人口の減少(人)
オーストリア	77-78	3.76	△ 16	34	7.16	9.5	38(国際標準教育分類(ISCED)4a含む)	235,000
ベルギー	73.2	3	△ 15	13	9.80	9.5	47	380,000
ブルガリア	76	1.5	20	16	3.20	11	36	260,000
キプロス	75-77	0.5	△ 5	13	0.46	10	46	27,000
チェコ	75	1(公共部門および全体)	9	13	na.	5.5	32	2008年水準(対人口比15.3%)維持、30,000人削減努力
ドイツ	77	3	△ 14	18	38.30	10%未満	42(国際標準教育分類(ISCED)4含む)	330,000(長期失業)
デンマーク	80	3	△ 20	30	0.83	10%未満	40以上	22,000
エストニア	76	3	11	25	0.71	9.5	40	貧困率を15%にまで減少(2010年17.5%)
ギリシャ	70	改定中	△ 4	18	2.70	9.7	32	450,000
スペイン	74	3	△ 10	20	25.20	15	44	1,400,000-1,500,000
フィンランド	78	4	△ 16	38	4.21	8	42(国で設定した定義による)	150,000
フランス	75	3	△ 14	23	34.00	9.5	50	07-12年で貧困率1/3削減または1,600,000人減少
ハンガリー	75	1.8	10	14.65	2.96	10	30.3	450,000
アイルランド	69-71	約2(GNP比2.5)	△ 20	16	2.75	8	60	186,000(16年まで)
イタリア	67-69	1.53	△ 13	17	27.90	15-16	26-27	2,200,000
リトアニア	72.8	1.9	15	23	1.14	9%未満	40	170,000
ルクセンブルク	73	2.3-2.6	△ 20	11	0.20	10%未満	40	目標なし
ラトビア	73	1.5	17	40	0.67	13.4	34-36	121,000
マルタ	62.9	0.67	5	10	0.24	29	33	6,560
オランダ	80	2.5	△ 16	14	na.	8%未満	40超(20年には45%)	100,000
ポーランド	71	1.7	14	15.48	14.00	4.5	45	1,500,000
ポルトガル	75	2.7-3.3	1	31	6.00	10	40	200,000
ルーマニア	70	2	19	24	10.00	11.3	26.7	580,000
スウェーデン	80以上	4	△ 17	49	12.80	10%未満	40-45	20年までに働けない、失業中などの人口を14%未満に
スロベニア	75	3	4	25	na.	5	40	40,000
スロバキア	72	1	13	14	1.65	6	40	170,000
英国	設定せず	設定せず	△ 16	15	na.	設定せず	設定せず	児童貧困法に設定された値
EU全体推定値	73.70-74	2.65-2.72	△20(90年比)	20	206.9	10.30-10.50	37.50-38.0	
EU全体の目標値	75	3	△20(90年比)	20	エネルギー効率20%増加(368Mtoeに相当)	10	40	20,000,000

(出所) 欧州委員会資料(http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/overview_of_member_states_national_targets.pdf) (2011年6月10日付JETRO通商弘報「欧州委が国別勧告案発表 - 経済政策協調に向けたヨーロッパ・セメスター」より引用)

2. 主要国に対する EU 閣僚理事会の勧告の概要

ここでは主要国 5 カ国（独・仏・伊・西・英）にベルギー、デンマークを加えた 7 カ国について、理事会の勧告の概要を示す⁶。

また、上記 7 カ国にオランダ、ポーランド、スウェーデンを加えた計 10 カ国について、税制、年金、労働・雇用、競争関係の勧告の内容を表 2 にまとめた。

(1) ドイツ⁷

① 財政・予算

EU の過剰赤字手続き（EDP : Excessive Deficit Procedure）の下での理事会の勧告に沿って、2012 年以降の予算戦略を想定どおりに実施し、高い公的債務残高比率を下方軌道に乗せる。州レベルでの予算ルール導入を完了させ、監視・制裁メカニズムを一層強化する。

教育への支出を適正な水準で確保し、ヘルスケアや長期ケアに対する公的支出の効率性を向上させることにより、成長に配慮した財政再建の道筋を維持する。

② 金融部門

特に、適切な資金を投じた実行可能なビジネスモデルを必要としている州銀行（Landesbanken）の再編により、金融部門の構造的弱点に対応する。

③ 労働市場・税制

教育・訓練制度への均等なアクセスを改善し、予算に影響を及ぼさない方法で高い税の楔（tax wedge⁸）の解消、および低所得見込み者の就業に対するインセンティブ改善に向けさらなる措置をとることで、労働市場参加を促す。

フルタイムの育児施設と終日学校の数を増やす。

世帯の第二所得者の共稼ぎを阻害する税制上の要因をなくすための最近の改革措置の効果を入念に確認し、阻害要因が残っている場合はさらなる措置をとる。

④ 規制改革

特定の専門サービスおよび専門技能職に対する不当な制限を取り除く。

ネットワーク産業の競争を促進するため、鉄道部門への連邦ネットワーク庁（Federal Network Agency）の監督の役割を強化するとともに、政府が 2010 年 9 月に発表したエネルギー戦略「エネルギーコンセプト」に関連しては、再生可能エネルギー法の長期的な費用対効果

⁶各勧告は以下のウェブサイトよりダウンロードできる。

http://ec.europa.eu/europe2020/tools/monitoring/recommendations_2011/index_en.htm

⁷<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:212:0009:0012:EN:PDF>

⁸雇用主が支払う賃金・社会保険料と、税金・社会保障費を差し引いた被雇用者の受取額との差額。

の改善、エネルギーの生産と伝送の実効的な独立性確保、国境を越える相互接続の改善の3点に焦点を置く。

(2) フランス⁹

① 財政赤字・年金

過剰赤字手続きの下での理事会勧告に従い、2010～2013年にかけて財政赤字を対GDP比で年平均1%超削減していくことを確保し、2013年までに過剰赤字を是正する。これにより、高い公的債務残高比率を下方軌道に乗せ、その後の中期目標に向けた適切な道筋を確保する。

このために必要な2012年以降の政策を特定し、必要な場合は追加措置をとる。そのうえで、計画どおりの赤字・債務の削減を加速するため、あらゆる臨時歳入を活用する。年金制度の持続可能性を継続的に見直し、必要に応じて追加措置をとる。

② 労働・雇用

社会パートナー（労使代表）との協議慣行に従って、雇用保護法制の特定の側面を見直すことにより、労働市場の分断をなくす努力を新たにする一方で、人的資本を改善し、臨時雇用契約から常用雇用契約への移行を図る。

最低賃金のいかなる改定も雇用創出を支えるものであるようにする。

高齢労働者の雇用維持を支援するため生涯学習を奨励し、再雇用の支援措置を強化する。積極的な労働市場政策を進め、公共雇用サービスの組織、意思決定、手続きを改善する措置を導入して、長期失業のリスクにある者へのサービス提供と個別支援を強化する。

③ 税制

例えば、労働に対する課税から環境税、消費税への移行を進めたり、税控除、社会保障控除（税のニッチ（niches fiscales）含む）の数およびコストを計画的に削減したりすることなどによって、税制の効率化を図る。

④ 規制改革

特にサービスおよび小売部門を中心とする規制部門・専門職への不当な制限の除去をさらに進める。

(3) イタリア¹⁰

① 財政赤字

⁹<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:213:0008:0011:EN:PDF>

¹⁰<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:215:0004:0007:EN:PDF>

過剰赤字手続きのもとでの理事会勧告に沿った過剰赤字の是正を確保すべく、2011年、2012年に計画されている財政再建を実施する。これにより高い公的債務残高比率を下方軌道に乗せる。赤字及び債務の削減を加速させるため、期待以上の経済発展あるいは予算改善を目指す。予算執行の遅れを防止する用意がある。

新たな多年度予算枠組みに従って、2013-14年の目標と2014年までの中期目標の達成に向け、具体的措置を2011年10月までに導入する。また、この枠組みを、強制力のある歳出上限を導入し、政府全部門にわたる監視を改善することによって、強化する。

② 労働・雇用

解雇規則および解雇手続きを含む雇用保護関連法の一部を見直し、現在は細分化されている失業手当の制度について予算制約を考慮しつつ見直すことにより、労働市場の分断をなくすための措置を強化する。

依然として深刻な問題となっている無申告労働をなくす努力を高める¹¹。さらに、ケア施設の利用可能性を全国的に増やし、予算に影響を及ぼさない形で世帯第二所得者の就業を促す財政インセンティブを提供することにより、女性の労働市場参加を促進する。

団体交渉枠組みを改定した2009年の合意に基づき、ソーシャル・パートナー（労働組合、経営者連盟など社会政策におけるステークホルダー）と協議しながら、賃金上昇が生産性向上や地域・企業レベルの条件、例えば、企業レベルでの交渉でこの方向での進展（生産性に応じて賃金を上げる）を可能とする条項といったものを反映したものにするためのさらなる策をとる。

③ 競争（成長強化のための構造的措置）

専門サービス分野など、サービス部門の自由化プロセスを拡大し競争を促す。

（反トラスト当局が2010年に勧告を提示したものの、正式採択されていない）競争法（Annual Law on Competition）を当局の勧告（郵便・運輸サービス、エネルギー輸送、金融仲介サービス）を考慮しつつ2011年中に採択する。

中小企業の資本市場へのアクセスを、規制による阻害要因の除去とコスト引き下げによってさらに改善するためのアクションを強化する。

④ 研究開発（成長強化のための構造的措置）

財政インセンティブの延長やベンチャーキャピタルに対する条件改善、革新的な調達スキームの支援により、研究・イノベーションへの民間投資の枠組みを改善する。

¹¹政府は2010年に労働市場改革のための3年計画を採択したが、無申告労働は主要優先事項の一つに掲げられた。欧州委のレポート（http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/recommendations_2011/swp_italy_en.pdf）によれば、約300万人または全雇用の12%が非合法の雇用と見積もられている。

⑤ 地域格差の是正（成長強化のための構造的措置）

根強い地域格差を縮小させるため、行政のキャパシティと政治ガバナンスを向上させることにより、費用対効果の高い方法で、EUの結束基金¹²により協調融資された成長強化のための支出を加速させる。（加盟国が2007-13年に受け取るEU結束基金の支出計画の主要優先事項を掲げた）「国家戦略基準枠組み（NSFR：National Strategic Reference Framework）」で行ったコミットメントを重んじる。

(4) スペイン¹³

① 財政赤字

2011年と2012年の予算戦略を実施し、地方政府に対する赤字および債務の管理メカニズムの厳格な適用を含め、あらゆるレベルの政府で赤字削減目標の達成を確保し、2013年には過剰赤字手続きのもとでの理事会勧告に沿って過剰赤字を是正する。

予算と経済の動向が想定どおりにいかない場合はさらなる措置を採択する。

経済情勢の好転など赤字削減を加速するためのいかなる機会も利用する。

2013年および2014年の目標を下支えするための具体的措置を決め、高い公的債務残高比率を下方軌道に乗せ中期目標に向けた適切な進展を確保する。

あらゆるレベルの政府で拘束力のある支出ルールを導入することによって、公共支出の増大を中期GDP成長率見通し以下に抑える。

地方政府および自治体の予算とその執行に関する情報提供をさらに改善する。

② 年金

提案された年金改革を採択し、計画どおり法定退職年齢を引き上げて年金算出における勤続年数を増やす。

平均寿命の変化に伴い年金の変数を定期的に見直す。

高齢労働者のための生涯学習を改善するさらなる措置をとる。

③ 金融部門

金融部門の再編を緊密に監視する。特に貯蓄銀行については、予定どおり2011年9月末までに再編を終わらせることを目指す。

④ 税制

財政再建計画を確実にしつつ、たとえば労働への課税から消費税や環境税への移行などによって、税制の効率向上の対象を検討する。

¹²結束基金については以下ウェブサイトを参照。

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/eu/index.html>

¹³<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:212:0001:0004:EN:PDF>

⑤ 労働・雇用

ソーシャル・パートナーとの協議後、国家慣行に従い、団体交渉手続きの包括的改革、ならびに賃金上昇が生産性向上や地域・企業レベルでの条件を反映したものにするため、および企業に内部で労働条件を経済環境の変化に適応できるような十分な柔軟性を与えるための賃金インデクセーション（指数化）制度（賃金を物価変動に応じて自動的に変更する制度）を採択して実行に移す。

2011年末までに、2010年9月の労働市場改革の影響と2011年2月の積極的労働市場政策改革¹⁴を評価する。その際、必要に応じて、労働市場の分断を軽減し若者の雇用機会を改善¹⁵するためのさらなる改革案を提案する。

国別改革プログラム（NPR）で提示した、予防政策などにより早期退学を減らし、職業教育・訓練への移行を促すための措置の実効性を緊密に監視する。

⑥ 競争

専門サービスをさらに開放し、規制枠組みを再設計し競争や効率、イノベーションへの制約を取り除くため計画されている法制を制定する。

（2011年2月に採択された）持続可能経済法（Law on Sustainable Economy）の実施、特に、事業環境の改善、製品・サービス市場の競争強化を目的とする措置をあらゆるレベルの政府で実施する。

企業の行政手続き負担を軽減するため、地方・中央の行政間の調整を改善する。

(5) 英国¹⁶

① 財政赤字

過剰赤字是正に関する理事会勧告に沿って、2012-13年に財政赤字を対GDP比6.2%とすることを目指し、計画されている財政再建を実施する。このプログラム期間が終わるまでに過剰赤字を是正するよう、高い公的債務残高比率を下方軌道に乗せる。

野心的な支出削減目標の達成の遅れを防ぎ、長期的な持続可能性を強化する。

その前提で、成長強化につながる支出を優先する。

② 金融部門

¹⁴OECDの分類によれば、失業者に失業手当などを提供する政策や早期退職により新たな雇用の余地を生み出す政策は「消極的労働市場政策」、公共職業安定所や職業訓練施設などを利用し就職相談や職業訓練などを実施することにより、失業者を労働市場に復帰させる政策は「積極的労働市場政策」とされる。

¹⁵2011年8月のスペインの失業率は21.2%まで悪化しているが、特に若年層（25歳未満）の失業率が46.2%にまで達している。

¹⁶<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:217:0012:0014:EN:PDF>

住宅の買やすさ（Affordability）の問題を改善し住宅への国家補助金の必要性を軽減するために、住宅価格サイクルが公共財政、金融部門、および経済に対して与える不安定化を産み出す影響に対処する改革プログラムを策定する。

住宅ローン市場や金融規制、不動産税、過剰な価格変動を防止するための計画システムの改革など、幅広い措置と政策手段を検討する。

③ 労働・雇用

2012年までに、適切なスキルを持って労働市場に参入する若者の割合を高め、資格を取得しないまま教育ないし訓練を放棄した18～24歳の若者の雇用適性を改善するための措置をとる。労働市場のニーズに沿って、中級技能を習得した者の数を増加させスキル不足に対応する。

現行の予算計画の範囲内で、介護責任のために経済活動を行っていない者（一人親を含む）にターゲットを当てて失業世帯の数を減少させる。

④ 金融部門

銀行およびノンバンクから民間部門（とりわけ中小企業向け）への資金調達を改善するための発表済みの措置を実施し、努力を継続する。

銀行部門内の競争を奨励し、公開市場で発行されたベンチャーキャピタルやリスクキャピタルなどのノンバンク資金へのアクセスを改善するための市場の方法を模索する。

(6) ベルギー¹⁷

① 財政赤字

現在進んでいる経済回復を利用し、過剰赤字の是正を加速する。このため、2012年予算の時期までに特定の必要な措置（主に支出面の措置）をとることで、過剰赤字手続きのもとでの勧告に従って年間平均削減目標を達成し、高い公的債務残高比率を低下軌道に乗せる。これにより、政府債務は遅くとも2012年までには対GDP比3%をかなり下回るはずである。

中期目標に向けて最低でも毎年GDP比0.5%を削減する。

② 公共財政・年金

公共財政の長期的な持続可能性を改善するためのステップをとる。（ベルギーは年齢に関連した支出がEUの中でも最も高い国の一つであるため）安定プログラムで提示した3つの政策（公的債務残高水準の引き下げ、雇用数と労働市場参加率の増加、結束を基盤にした堅固な社会保障制度）に沿って、焦点を年齢に関連した支出削減に置くべきである。特に、実質的な定年年齢を大幅に引き上げるため、労働市場からの早期退職を防止する。法定の定年退職年齢と平均寿命とを結びつけるといった措置が考えうる。

¹⁷<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:209:0001:0004:EN:PDF>

③ 金融部門

特に、適切な資金を投じた実行可能なビジネスモデルを必要としている銀行の再編を完了させることにより、金融部門の構造的脆弱性に対応する。

④ 労働・雇用

賃金上昇が労働生産性と競争力の向上をよりよく反映したものとするため、ソーシャル・パートナーと協議したうえで、国家慣行に従い、賃金交渉と賃金インデクセーションの制度を改革するための措置をとる。

⑤ 税制

低所得者の税・社会保障負担を予算に影響がない方法で引き下げ、失業期間中に失業手当を徐々に引き下げるような制度を導入することにより、労働市場への参加率を高める。

税負担を労働への課税から消費税へと切り替えるとともに、より環境に配慮するような税制にするための措置をとる。

対策を高齢労働者と弱者グループに向けることにより、積極的労働市場政策の実効性を高める。

⑥ 競争

参入障壁を引き下げ、運営上の制限を減らすことにより、小売部門の競争を高めるための措置を導入する。

関連部門の規制・競争当局の実効性を改善することにより、電力・ガス市場の競争を強化するための措置を導入する。

(7) デンマーク¹⁸

① 財政赤字

2011年、2012年、2013年の財政再建措置を実施し、計画通り2011～13年の年間平均赤字削減目標を対GDP比0.5%とする。これにより、過剰赤字手続きのもとでの理事会勧告に従って、2013年までに過剰赤字を是正する。その後は、中期目標に向けて計画通りに適切な調整を行っていく。

経済情勢が現在の予測よりも好転すれば、一般政府赤字の削減を加速する。

中期一般予算の全体の目標に沿って、自治体、地方政府、中央政府に対する拘束力のある多年度歳出の上限を採択し、歳出管理を強化する。

② 労働・雇用

雇用と公共財政の持続可能性を強化するため、最近決定した任意早期退職年金制度(VERP)の改革の実施、障害者年金の改革、雇用助成金制度(フレックス・ジョブ制度)を最も弱者の

¹⁸<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:213:0001:0004:EN:PDF>

立場にあるグループに向けることにより、長期的な労働力供給を高める。

③ 教育・訓練

教育制度の質を高めるための改革を早期に実施する。

特に職業教育分野における退学率を低下させ、見習い制度の場を増加させる。

④ 競争

土地利用に関する法規を見直し、自治体および地方政府レベルでの調達を開放することによって、特に地域サービスと小売部門の競争の阻害要因を取り除く。

⑤ 税制

現在進められている不動産市場の安定化を支援する一方で、住宅ローンや不動産に関する税制の機能を見直すなど、住宅市場および金融システムの中期的な安定化を強化するための予防策を検討する。

表 1：税制、年金、労働・雇用・競争に関する主要 10 カ国に対する理事会勧告の内容

	税制関連	年金（年齢に関連した支出）関連	労働・雇用関連	競争関連
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • 税の楔（tax wedge）の解消による低所得見込み者の就業に対するインセンティブ向上により、労働市場参加を促進 • 税制上の共稼ぎの阻害要因を除去 ✓ 最近の改革措置の効果を緊密に監視 ✓ 阻害要因が残る場合はさらなる措置導入 			<ul style="list-style-type: none"> • 専門サービス／専門技能職の不当な制限の除去 • ネットワーク産業の競争促進 ✓ 小売部門における連邦ネットワーク庁の監督の役割強化 ✓ 「エネルギーコンセプト」再生可能エネルギー法の長期的な費用対効果の向上、エネルギーの生産・輸送事業の実質的な独立性確保、国境を越える相互接続の改善
フランス	<ul style="list-style-type: none"> • 税制の効率化 ✓ 所得税から環境税や消費税への移行 ✓ 税金・社会保障の免除の数およびそのコストの計画的削減 	<ul style="list-style-type: none"> • 年金制度の持続可能性の継続的見直しと必要な場合の追加措置 	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用保護法の見直し ✓ 労働市場の分裂を解消 ✓ 人的資本の改善と雇用契約の移行（臨時雇用契約→常用雇用契約） • 最低賃金の雇用創出との関連重視 • 高齢労働者の雇用維持 ✓ 生涯学習の奨励 ✓ 再雇用の支援措置の強化 • 積極的労働市場政策の促進 • 長期失業リスクにある者へのサービス・支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> • 規制事業・職業に対する不当な制限の除去 ✓ 法務、医療関係における割当制 ✓ 小売部門における大規模店舗の出店規制など

	税制関連	年金（年齢に関連した支出）関連	労働・雇用関連	競争関連
			<ul style="list-style-type: none"> 公共雇用サービスの組織、手続き等の改善 	
イタリア			<ul style="list-style-type: none"> 雇用保護関連法の見直しによる労働市場の分裂解消 ✓ 解雇の規則・手続き、失業手当ての見直し 無申告労働の解消 女性の労働市場参加の促進 ✓ ケア施設の増設 ✓ 共働きを促す財政インセンティブの提供 賃金上昇に生産性向上や地域・企業レベルの条件を反映 	<ul style="list-style-type: none"> サービス部門の自由化拡大 ✓ 専門サービス分野など 2011年内の競争法の採択（郵便・運輸サービス、エネルギー輸送、金融仲介サービス等） 中小企業の資本市場へのアクセス改善 ✓ 規制障害要因の除去とコスト引き下げ
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> 税制の効率化の対象検討 ✓ 所得税から消費税や環境税への移行等 	<ul style="list-style-type: none"> 年金改革案の採択 法定退職年齢の引き上げによる年金算出における勤務年数引き上げ 平均寿命の変化に伴う年金変数を定期的見直し 高齢労働者のための生涯学習を改善 	<ul style="list-style-type: none"> 団体交渉手続きの包括的改革 賃金上昇に生産性向上や地域・企業レベルの条件を反映 賃金指数制度の採択と実施 労働市場改革の影響と積極労働市場政策改革の評価（～2011年末） ✓ 必要に応じ労働市場の分裂軽減と若者の雇用機会改善のための追加改革案を提案 早期退学の削減と職業教育・訓練へ 	<ul style="list-style-type: none"> 専門サービスの開放 規制枠組みの再設計と競争・効率・イノベーションの制約を除去するための法制定 持続可能経済法（2011年2月採択）の実効的な施行 ✓ あらゆるレベルの政府で施行 ✓ 特に事業環境の改善、製品・サービス市場の競争強化の措置 企業の手続き負担の軽減

	税制関連	年金（年齢に関連した支出）関連	労働・雇用関連	競争関連
			の移行促進	✓ 地方・中央政府間の調整の改善
英国			<ul style="list-style-type: none"> 適切なスキルを持つ若者の労働市場参加の促進 資格を取得しないまま教育ないし訓練を去った18～24歳の若者の雇用適性を改善（～2012年） 中級技能習得者の数を増加させスキル不足に対応 失業世帯の数を削減 ✓ 介護のための非就労者・一人親に焦点 	
ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場への参加向上 ✓ 低所得者の税・社会保障負担引き下げ ✓ 失業中に失業手当を段階的引き下げ 所得税から消費税への移行 環境に配慮した税制への移行 積極労働市場への参加促進 ✓ 就職活動のインセンティブ向上 ✓ 高齢労働者と弱者グループに注力 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に関連した支出の削減による公共財政の長期的な持続可能性の改善 ✓ 公的債務水準の引き下げ ✓ 雇用数と労働市場参加率の増加 ✓ 結束を基盤にした堅固な社会保障制度 ✓ 実質的な定年年齢引き上げのため労働市場からの早期退職防止 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金上昇に労働生産性・競争力の向上を反映 ✓ 賃金交渉・賃金指数の制度改革 	<ul style="list-style-type: none"> 競争を高めるための措置導入 ✓ 小売部門の参入障壁撤廃 ✓ 運営上の制約軽減 電力・ガス市場の競争強化 ✓ 規制・競争当局の実効性改善
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> 住宅市場の中期的な安定化策検討 ✓ 住宅ローンや不動産に関する税制 		<ul style="list-style-type: none"> 雇用と公共財政の持続可能性強化 ✓ 任意早期退職年金制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域サービスと小売部門の競争阻害要因の除去

	税制関連	年金（年齢に関連した支出）関連	労働・雇用関連	競争関連
	の機能性見直し		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 障害者年金の改革 ✓ 雇用助成金制度を最弱者グループに向け長期的な労働力供給を向上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地利用に関する法規の見直し ✓ 自治体・地方政府の調達開放
オランダ		<ul style="list-style-type: none"> • 平均寿命との連動による法定退職年齢引き上げ • その他の措置による実質退職年齢の引き上げ • 高齢化に向けた長期ケア改革の構想策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 労働市場への参加拡大 ✓ 共働き促進の財政上の阻害要因除去 ✓ 最弱者グループの支援策策定と労働市場への再統合の支援 	
ポーランド		<ul style="list-style-type: none"> • 警察、軍、消防・救急隊等の法定退職年齢の引き上げ実施 • 実質退職年齢の引き上げ措置の継続 ✓ 平均寿命との連動等 	<ul style="list-style-type: none"> • 生涯学習戦略の実施、見習い制度の拡充、高齢者・低技能労働者向けの職業訓練・教育プログラムの強化 • 労働市場のニーズに即した高等教育改革プログラムの実施 • 女性の労働市場参加の拡大 ✓ 就学前チャイルドケアのための安定的な資金確保（3歳未満の入所を増加） 	
スウェーデン			<ul style="list-style-type: none"> • 若者・その他の弱者グループの労働市場参加状況の監視と向上 	

出所： 各国に対する理事会勧告を基に作成

3. アイルランド、ポルトガル、ギリシャ（救済措置のとられた国）の概要

EU 閣僚理事会の勧告は全加盟国に対して出されたが、うち、2010 年以降に EU の財政支援を受けているアイルランド、ポルトガル、ギリシャの 3 カ国については、支援パッケージの措置で条件が定められている（勧告では詳細は記載されていない）。ここでは 3 カ国の状況について概説する。

(1) アイルランド

2010 年 11 月、アイルランド政府の正式要請を受け、欧州委員会と国際通貨基金 (IMF)、欧州中央銀行 (ECB) との間で交渉が行われ、2010-13 年の包括的政策パッケージに合意した。これによりアイルランドは、総額 850 億ユーロの財政支援を受けることになった。緊急融資 850 億ユーロの内訳は、IMF が 225 億ユーロ、財政危機に陥った EU 加盟国に対し、欧州委員会が EU 予算を担保として市場や金融機関から資金を調達し、融資や与信枠を提供する制度「欧州金融安定化メカニズム (EFSM : European Financial Stabilisation Mechanism)」から 225 億ユーロ、財政危機に陥ったユーロ圏加盟国に対する 4,400 億ユーロのユーロ圏各国政府の保証付き緊急融資制度である「欧州金融安定ファシリティー (EFSF : European Financial Stability Facility)」から 177 億ユーロ、英国、スウェーデン、デンマークからそれぞれ 38 億ユーロ、6 億ユーロ、4 億ユーロとなっている。残りの 175 億ユーロは、アイルランドの公的年金積立基金などから同国自身が拠出する¹⁹。

銀行部門の迅速な強化と包括的再編に 350 億ユーロ、財政の持続可能性の回復と過剰赤字の是正のための財政調整に 500 億ユーロが投じられる。現在、EFSM) から 139 億ユーロ (2011 年 10 月末まで)、EFSF から 33 億ユーロが支出されている (2011 年 9 月末まで)²⁰。

アイルランドの救済プログラムは順調に進んでおり、2011 年 7 月までの財政状況は良好で 2011 年通年の財政赤字はプログラムで設定された上限 (GDP の 10.5%) を下回っている。さまざまな改革が進められており、銀行部門では国内銀行への資本注入が完了したほか、計画されていた二つの合併 (アライド・アイリッシュ銀行 と EBS ビルディング・ソサエティー (住宅金融組合)、アングロ・アイリッシュ銀行 と INBS (住宅金融組合)) が完了している。構造改革も進んでおり、労働市場の機能改善と雇用創出の強化のため、政府は

¹⁹ 「アイルランドへの財政支援を正式に承認 (EU)」 (ジェトロ通商弘報 2010 年 12 月 9 日記事)

²⁰ http://ec.europa.eu/economy_finance/eu_borrower/ireland/index_en.htm

ソーシャル・パートナーと失業率の高い部門の部門別労働市場協定の枠組みを策定しつつある。また、法務や医療サービスなどの特定分野の事業と競争に対する制限の廃止でも進捗が見られた²¹。

(2) ポルトガル

2011年4月のポルトガル政府の支援要請を受けて、同5月に欧州委員会、IMF、ECBと救済措置の交渉が行われ、ポルトガルは2011-14年に最大780億ユーロの融資を受けることとなった。EFSM、EFSF、IMFがそれぞれ260億ユーロを拠出する。EFSMからは2011年10月末までに141億ユーロ、EFSFからは同9月までに58億ユーロが支出された²²。

救済条件としては、雇用・成長促進、競争力向上のための構造改革、2013年までに財政赤字をGDP比3%に引き下げるための財政再建戦略として構造的財政措置と官民パートナーシップ企業と国営企業の財政管理の改善、資本注入を中心とする金融部門の安定化措置などが含まれる²³。

2011年の経済成長とインフレはともに、救済プログラムの枠組みに沿ったものとなることが予測されている。GDP成長率は低下するものの2013年初頭には回復が予測されている。財政赤字は2011年にGDP比5.9%となると予測され、ほぼプログラムの計画どおりであるものの、4カ年財政戦略の策定が課題になるとみられる。

金融部門については銀行の資本強化が進められているものの、資金調達の不均衡の除去が依然課題となっている。競争分野では、民間企業の政府の特別権益を廃止し、民間部門の公平な競争を促進することが重要となっているが、これは計画が前倒しで進められている。労働市場の改革では、有期・無期雇用契約における労働者の保護と権利の調整が進め

²¹<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/11/588>

「欧州委、EFSM 融資条件緩和案を採択－財政再建計画の進捗を評価－」（ジェトロ通商弘報 2011年9月22日記事）

²²http://ec.europa.eu/economy_finance/eu_borrower/portugal/index_en.htm

²³「与野党ともに緊縮財政政策には沈黙－6月5日総選挙－（ポルトガル）」（ジェトロ通商弘報 2011年6月3日記事）、「新政権が財政赤字削減に向けて始動（ポルトガル）」（ジェトロ通商弘報 2011年8月8日記事）

られている。

改革に早期着手し全体的に良好なスタートとなったものの、2012年予算に盛り込まれる予定のフィスカル・デバリュエーション（fiscal devaluation：課税の重点を雇用主の社会保障負担から消費税に移行すること）が最大の課題になるとみられる。

(3) ギリシャ

ギリシャについては、2010年5月に、2013年6月までの3年間で総額1,100億ユーロの救済プログラム（ギリシャ融資ファシリティ）が合意され、2011年7月までに5回にわたり650億ユーロが支出されている²⁴。

ギリシャ政府は2011年6月、増税と一般歳出削減などを通じて2015年までに約300億ユーロの抛出を目指す中期財政計画を承認し、議会からの承認も得た²⁵。IMF、欧州委員会、欧州中央銀行（ECB）で構成されるトロイカチーム（査察団）の訪問を受入れ、改革を進めてきたが²⁶、国民の猛反発もあり、予断を許さない状況となっている。

²⁴http://ec.europa.eu/economy_finance/eu_borrower/greek_loan_facility/index_en.htm

「ユーログループ、総額1,100億ユーロのギリシャ支援で合意（EU・ユーロ圏）」（ジェトロ通商弘報2010年5月6日記事）

²⁵「内閣改造で乗り切りを図る（ギリシャ）」（ジェトロ通商弘報2011年6月27日記事）

²⁶「財政赤字削減は実行段階へ（ギリシャ）」（ジェトロ通商弘報2011年9月2日記事）

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル : ヨーロピアン・セメスターの国別勧告の概要

ジェトロでは、ヨーロピアン・セメスターの国別勧告の概要を目的に本調査を実施いたしました。・報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「ヨーロピアン・セメスターの国別勧告の概要」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～